

## 令和3年第6回見附市教育委員会定例会 議事録

○招集日時 令和3年10月1日(金) 14時00分

○招集場所 見附市役所 402会議室

○会議に付した議件

議第55号 委員の議席について

議第56号 専決処分について(見附市子ども支援対策地域協議会委員の委嘱について)

議第57号 見附市特別保育事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

○出席者(5名)

|       |           |
|-------|-----------|
| 教 育 長 | 渡 邊 茂 夫   |
| 委 員   | 小 林 弘 武   |
| 委 員   | 小 倉 美 砂 子 |
| 委 員   | 齋 藤 義 章   |
| 委 員   | 齋 木 可 奈 子 |

○事務局出席者

|             |         |
|-------------|---------|
| 教育部長兼教育総務課長 | 森 澤 亜 土 |
| 学校教育課長      | 糀 谷 正 夫 |
| こども課長       | 伴 内 正 美 |
| まちづくり課長     | 大 野 務   |
| 教育総務課長補佐    | 湊 屋 一 樹 |
| 学校教育課長補佐    | 関 拓 也   |
| こども課長補佐     | 高 藤 英 紀 |

教育総務課係長 山谷 一 憲

14時00分開会

教 育 長

只今より、令和3年第6回見附市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議は、通常9月に招集するものでありますが、諸般の事情から、見附市教育委員会会議規則第4条第2項ただし書きの規定により、本日、招集させていただいたものであります。

なお、本日の各委員の議席につきましては、委員の構成が変わった最初の会議であることから、委員の議席を後ほど決定したいと思います。それまでの間は、現在お座りいただいている席を仮議席として、本日の会議を進めて参りたいと思えます。ご協力をお願いいたします。

それでは、これより会議を開きます。

現在の出席者5人全員です。

教 育 長

日程第1 議事録署名委員の指名を行ないます。

議事録署名委員は、会議規則第27条の規定により小林委員を指名します。

教 育 長

日程第2 報告事項、報告1「9月市議会定例会について」教育部長より説明を求めます。

教育部長兼教育総務課長

「9月市議会定例会について」ご報告いたします。

9月市議会定例会におきまして、退任された武田教育委員に替わり、齋木可奈子（さいき かなこ）さんが議会の同意を頂き、新たに教育委員に就任されたことを

ご報告いたします。

**教 育 長**

只今の報告に対して、質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

**教 育 長**

ないようですので、齋木委員から就任の御挨拶を頂戴したいと思います。

**齋 木 委 員**

----- ここで齋木委員あいさつ -----

**教 育 長**

続きまして、報告2「9月市議会定例会一般質問について」を教育部長より説明願います。

**教育部長兼教育総務課長**

「9月市議会定例会一般質問について」ご報告いたします。

今回の一般質問の通告で教育委員会関連のものとしましては、佐野勇議員、石田議員、渡辺議員、五十嵐議員、浅野議員、樺沢議員の6名の議員から質問がありました。その概要について報告いたします。

まず、佐野勇議員から「市内小中学校におけるコロナウイルス感染症対策について具体的な対応を問う」質問がありました。国・県が示す感染症対策の方針を踏まえ、自宅での検温と健康観察、手指消毒、マスク着用、3密回避、体調が悪い場合は、登校しないといった基本的な感染症対策を徹底していることを答弁しました。

また、「給食時の対応」としては、全員が同じ方向を向き、黙食を実施していること。配膳時にはマスクを着用し、間隔を取って並ぶように指導していることを説明しました。

また、「音楽等、感染リスクの高い授業」については、基本的にマスクを着用し、リコーダー等を使う場合は教室以外の広い空間で、周囲との間隔をとって実施して

いること。

情報端末を自宅へ持ち帰り実施する「リモート授業」についての質問には、感染拡大により市内一斉休校になった場合の緊急措置として対応することを考えているので、現在のところ「リモート授業」を実施する予定はないことを答弁いたしました。

次に、石田議員から同じく感染症対策に関して「小中学校における抗体検査キット、PCR検査の使用」についての質問がありました。

「抗原検査キット」については、県から市内小中・特別支援学校へ各校1セット10個のキットが直接送付されており、国からも市内の幼稚園・小中学校分として16セット160個分のキットが9月下旬に教育委員会へ送付されることになっていることを説明しました。

検査キットの使用手引書が国から示されておりますが、実施にあたって検討すべき課題が多くあることから、この後、県により補足資料が示めされることになっていることを説明いたしました。

また、PCR検査については、感染状況により保健所が実施するもので、原則的に学校現場で検査を実施することはないことを説明いたしました。

次に、渡辺議員より、「少子化対策としての『妊産婦のグリーフケア』について」質問がありました。

グリーフケアとは、家族や友人など身近な人を亡くした際の深い悲しみ・喪失感を周囲が支え、ケアすることでありますが、本年5月、厚労省が流産・死産を経験した女性も母子保健法上の支援対象に位置づけ、各種母子保健施策で支援を行う体制づくりを進めることを各自治体へ通知しました。

まず、母子手帳交付前の初期段階で流産をされた方へのサポート方法を問う質問については、流産された方の情報を把握すること自体が非常に難しいこと。また、対象となる妊産婦については、様々な事情や不安な心情・体調に配慮しながら対応

することが求められるデリケートな事案であることから、行政の積極的な介入については慎重な姿勢が必要と考えていることを答弁しました。

また、「グリーフケアを求める方たちへ相談窓口等を周知するチラシを産婦人科などに置けないか」という質問に対しては、グリーフケアの推進については、一自治体が単独で産婦人科に依頼すれば解決できる問題ではなく、今後、国が自治体や医療機関のサポート実態調査を行う予定であり、その動向を注視し連携を図って行きたい旨を答弁いたしました。

次に、五十嵐議員より「2学期が始まる学校において12歳未満の集団感染リスクを軽減するための若年層へのワクチン接種について」の質問がありました。

ワクチン接種を行うことで、発症予防、感染予防、重症化予防の3つの効果が期待できること。また、見附市では既に12歳以上の児童生徒の自宅にも接種券が配布され、予約・接種が呼びかけられていることを説明しました。

しかし、ワクチン接種はあくまで保護者と本人の同意の下で行われるものであり、学校が接種を勧める立場にないこと。また、児童生徒の人権に十分配慮すること。更にはワクチン接種や副反応により、学校を休む場合は欠席の扱いを柔軟に対応することなどを各校へ指導していることを答弁いたしました。

次に、浅野議員から「見附市におけるイエナプラン教育導入について」の質問がありました。

イエナプラン教育であります。1923年にドイツのイエナ大学で提唱され、主にオランダで広がりを見せた教育プランであります。異年齢グループをつくり、対話や学習・行事などの活動を通じて一人一人の個性を尊重しつつ、自立と共生を学ぶことを理念とする教育プランであります。

「見附市の教育とイエナプラン教育の親和性」を問う質問につきましては、先ずは国が示す「学習指導要領」に準拠した内容であることが原則であること。次に、共創郷育の理念を核とする「見附市の教育」は、「ふるさと見附を愛する子ども」「世

に役立つことを喜びとする子ども」を育てることを大きな目標に、「学校」「保護者」「地域」が総がかりで子どもの「育ち」に関わり、教育の質の向上を図っていることを説明しました。

イエナプラン教育との関係性については親和性があるものと受け止めていること。また、これに限らず様々な教育法の良さを積極的に取り入れて行きたい旨を答弁しました。

最後に、権沢議員から「見附市の保育行政について」、とりわけ保育士不足の状況を問う質問がありました。

保育士の配置については、現在、国が保育士1人当たりが担当できる年齢別の人数制限を定めていること、また公立4保育園においては基準よりゆとりを持たせた配置を行なっていることを説明しました。

また、公立以外の市内の地域保育園・私立保育園・認定こども園においても国の配置基準を満たし、適切な職員配置がなされていることを説明いたしました。

次に、「メディア等が指摘する保育士不足の要因とされる『労働時間の長さ』や『給料の不釣り合い』を解消する施策」を問う質問については、公立保育園の正規職員の保育士については、市職員の一般職給料表を適用し職責と経験年数に応じた給与が支給されていること。また、会計年度任用職員の保育士については、時給制で勤務時間に応じた給与が支給されており、時間外勤務手当も実績に応じて支給されていることを答弁いたしました。

更に「持ち帰り残業」については、「個人情報漏えい防止」や「職員の健康確保」の観点から認めていないこと。また、緊急時の保護者への連絡についても今年度から一斉ラインで提供する仕組みを導入するなど保育士の負担軽減を図り、快適な労働環境づくりに努めていることも説明いたしました。

以上であります。

只今の報告に対して、質問はございませんか。

### 小倉委員

コロナ対策で、タブレット端末の持ち帰りなどは、今のところ無いということで、今後コロナ感染状況は良くなって行くと思いますが、リモートで授業をやらなくてはいけなくなったことを想定し、すぐに対応できるような設備というか、各家庭においても準備は整っていますか。

### 学校教育課長

今年度の目標としては、各学校で教師と児童生徒が端末を使って、まず慣れるということを第一に考えて取り組んでおり、1学期後半から授業で積極的な活用を図っています。

一般質問でもお答えしたとおり、昨年度のような一斉休業という状況になった場合については、プリントだけの学習ではおぼつかない場面がありますので、ネットワーク環境が無い家庭にも、ルーターを付けて授業ができるようには整えてあります。ただこれは、緊急事態の状況の時のみであります。

今後どうするのかということについては、来年度以降、各学校のニーズに応じて、端末を家庭で利用するということを視野に入れながら、今年度の冬休みに家庭でどの程度つながるのか、試験的に持ち帰らせて、家での状況を確認するということを計画しています。12月に各校の担当者から来ていただき、順次どのように実施すればよいかを説明をし、準備ができた学校から取り入れて使用していけるような形で進めている状況です。

### 小倉委員

少し前にニュース報道でも取り上げられていたように、端末を持ち帰ってネットいじめもあったようですので、そのような対応など持ち帰るには色々なハードルがあると思います。今、緊急に持ち帰りが必要ない時期に、対策を整えておく必要があると思います。

**学校教育課長**

ご指摘のとおりと思います。そのへんも含めて、現在、タブレット端末だけでなく、ICT使用規定や各学校のルール作りを行なっていますし、来年度以降持ち帰りとなると、それに伴い保護者との共通理解も大切になってきますので、そのへんを含めて、来年度以降スムーズに移行できるように準備をしていかなければならないと思っています。

**教 育 長**

ほかに質問はございませんか。

**齋 藤 委 員**

2点お伺いします。

1点目はコロナ対応についてです。昨日で緊急事態宣言が解除されて全国的に安心感が一気に広がったという気がします。しかし、また危険な状況が差し迫ってくるのではないかと心配しています。子どもたちにもいろいろな面で影響が出てくるのではないかと思います。今までも緊急事態宣言が出ていた状況で、子どもたちもある程度の緊張感を持っていたのが、親も安心感を持った意識の人が増えてくると、子どもたちも緩んでくる。そうすると、今まで学校内で取り組んできたことが、ややルーズになってくることが考えられる。

そういう意味では、子どもたちにもう一度改めて指導していくことが大事だと思います。

もう1点は、イェナプラン教育についてです。質問された浅野議員は、どのような問題意識で質問されたのでしょうか。

**学校教育課長**

1点目のご質問につきましては、齋藤委員のご意見の通りです。学校としましては子どもへの指導だけでなく取り組みをしていくことが大切と考えています。

2点目のご質問につきましては、浅野議員は、良い取り組みを見附の中に取り入



れていけるかどうか、ということで質問されたと思います。追加質問の中で分かったことですが、浅野議員は、このイエナプランの概念が見附の教育に近いと思っていられたようです。ですので、親和性があるかや並行して実施できるかなどの話をされましたが、理念としては色々なところで重なる部分はあると思いますが、学校教育課の立場としては、まず大前提は公教育ですので、学習指導要領に基づいてということが第一であり、そして見附市の教育基本理念「ふるさと見附を愛する子ども、世に役立つことを喜びとする子ども」を育てるために、「共創郷育」を中核にして見附の教育がより良いものになるように取り組んでいます。

その中で、イエナプランの理念などについても、良いものは取り入れていきながら教育をさらに良くしていきたいという趣旨の答弁をしました。

**教 育 長**

ほかに質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

**教 育 長**

続きまして、日程第3、議第55号「委員の議席について」を議題といたします。

教育部長に説明を求めます。

**教育部長兼教育総務課長**

「委員の議席について」を説明いたします。

今回、齋木委員が新たに就任され、委員の構成が変わりました。

教育委員会会議の議席については、見附市教育委員会会議規則第2条第1項により、「委員の議席は抽選によってこれを定める」とされ、同条第2項において「抽選後に就任した委員の議席は、教育長がこれを定める」とされています。

従いまして、齋木委員の議席を教育長から決定していただきたいと思っております。

教育長、よろしくお願いいたします。

**教 育 長**

それでは、現在お座りの仮議席のとおり、委員の就任順としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

異議なしと認め、委員の議席は、そのように決定いたしました。

教 育 長

次に、議第56号 専決処分について「見附市子ども支援対策地域協議会委員の委嘱について」を議題といたします。こども課長より説明願います。

こども課長

「専決処分について」説明させていただきます。

見附市子ども支援対策地域協議会委員の委嘱につきまして、専決第20号のとおり、令和3年7月1日付で専決処分いたしましたので、ご承認をお願いするものでございます。

見附市子ども支援対策地域協議会の委員につきましては、「見附市子ども支援対策地域協議会運営要綱」に定める関係機関から、委員を推薦していただき委嘱させていただいているものですが、令和3年6月末に、保健医療機関である見附市歯科医師会において、理事の交代が生じ、新たに金子伝一郎さんを代表者会議の委員として推薦いただいたものです。

委員の任期につきましては、始期をこのたびの交代に伴い、令和3年7月1日とし、令和5年3月31日までを任期としてご委嘱申し上げるものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

## 教 育 長

次に、議第57号「見附市特別保育事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題といたします。こども課長より説明願います。

## こども課長

「見附市特別保育事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」説明させていただきます。

一部改正の理由でございますが、当該要綱は、「新潟県特別保育事業実施要綱」に基づく事業を対象としていますが、県要綱の一部改正により病児保育開設支援事業が対象外になったことに伴い、当該要綱第3条第3号の病後児保育開設支援事業を削るものであります。

附則におきまして、この要綱は、公布の日から施行し、改正後の見附市特別保育事業補助金交付要綱の規定は、令和3年4月1日から適用するものとしております。

以上でございます。

## 教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

## 教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

以上で、本日提出されました議題の審議は、全て終了しました。

これにて令和3年第6回見附市教育委員会定例会を閉会いたします。

14時30分閉会

以上、会議の概要を記載し、その内容に相違ないことを証するため、教育長及び  
議事録署名委員ここに署名する。

教 育 長

渡邊 茂夫

議事録署名委員

小林 弘武